

平成 30（2018）年度 高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金（公立）） 申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等

■ 1. 支給対象 ■

平成30年7月1日時点で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等 です。

- (1) 保護者等（原則として父母）が栃木県内に住所を有すること
- (2) 公立の高等学校、高等専門学校（第3学年まで）等に在学する高校生等がいること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていること（以下、「生活保護受給世帯」という）
 - イ) 保護者等全員の平成30年度（平成29年所得分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること（以下、「県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という）

【注意事項】

- ※ (1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。
- ※ (3) イ)に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が0円となっている場合のみならず、1～99円の場合も該当します。（100円未満は切り捨てにより非課税となるため。）
- ※ (3) イ)に関して、平成30年1月1日時点で保護者等（全員又は一部）が国外に在住していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は対象外です。
- ※ 高校生等が7月1日時点において休学している場合は対象外です。ただし、当該年度の10月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は7月1日です。）

■ 2. 高校生等一人当たりの支給金額（年額） ■

区分 番号	世帯区分		支給額
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		32,300円
②	県民税・市町 村民税所得 割が非課税 である世帯 に扶養され ている高校 生等	通信制	36,500円
③		第1子	80,800円
④		全日制 定時制	第2子以降 ア 2人目以降 ^{※1} イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未 満の扶養されている兄弟姉妹がいる ^{※2} ウ 世帯に②（通信制）に該当する兄弟姉妹 がいる

※1 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている2人目以降の高校生等

複数の高校生等を扶養する世帯における③、④の区分は、必ずしも「兄・姉」が③、「弟・妹」が④に限定されるものではなく、いずれか1人については③の区分とし、その他の者については④の区分となります。同様に、双子もしくは三つ子以上の場合、「兄・姉」と「弟・妹」の別を問わず、1人については③の区分、その他の者については④の区分となります。

※2 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の年齢については、認定基準日（7月1日）における年齢で判断します。

■ 3. 支給の申請 ■

給付金の支給には申請が必要です。

支給申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参または郵送にて提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

* 提出先：

小山工業高等専門学校 学生課学生係（平日 8:30~17:00）

〒323-0806 栃木県小山市大字中久喜 771

TEL 0285-20-2147

* 提出期限：7月23日（月）（消印有効）



*** 申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）**

区分 番号	世帯区分	所得の確認書 類	扶養の確認書類	在学の 確認書類	給付金の 支給口座の 確認書類
①	生活保護受給世帯	生活保護受給 証明書【注ア】	なし	在学証明書	口座届出書 及び 通帳の写し 【注エ】
②	県民税・市町村民税 所得割が非課税であ る世帯	県民税・市町 村民税課税 （非課税）証 明書等【注イ】 （保護者等 全員分）	健康保険証の写し 【注ウ】 （高校生等の分） （15歳以上23歳未満 の兄弟姉妹の分）		
③					
④					

【注意事項】

- (ア) 7月1日以降の発行日のもの。
生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。
- (イ) 平成30年度（平成29年所得分）の県民税・市町村民税所得割が非課税である旨を確認できるもの。
- (ウ) 健康保険証の写しは、該当者（高校生等の分、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹分）全員分が必要です。
- (エ) 口座届出書は、別添のとおりです。原則として申請者（保護者等）名義の口座にしてください。名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。

■ 4. 支給の方法等 ■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を郵送します。（10月末予定）

給付金の支給は、11月中旬を予定しており、口座届出書に記載された口座に一括して振り込みます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

■ 5. 申請書記入上の注意 ■

申請書記入に当たっては、記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上、記入してください。

■ 6. 留意事項 ■

- ア 高校生等が、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

小山工業高等専門学校 学生課学生係

電話 0285-20-2147（平日 8：30～17：00）

もしくは

栃木県教育委員会事務局 総務課 総務担当

電話 028-623-3354（平日 8:30～17:15）